

遺産分割協議に持っていくもののチェックリスト

✓ 身分確認・印鑑関連

- ☐ 実印（シャチハタ不可）
- ☐ 印鑑証明書（発行から3か月以内）
- ☐ 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

✓ 相続関係を確認できる書類

- ☐ 戸籍謄本（被相続人との関係がわかるもの）
- ☐ 住民票または戸籍の附票（相続人本人の住所を証明）

✓ 財産に関する資料

- ☐ 作成した相続遺産目録
- ☐ 不動産登記事項証明書・固定資産評価証明書
- ☐ 預金通帳や残高証明書
- ☐ 株式・投資信託などの証券関係書類
- ☐ 自動車の車検証（自動車が遺産に含まれる場合）

✓ 遺言書関連（ある場合のみ）

- ☐ 公正証書遺言の正本または謄本
- ☐ 自筆証書遺言（家庭裁判所で検認済みのもの）

💡 注意点

- 相続人全員分の実印と印鑑証明が揃わないと協議書は無効になります。
- 銀行・法務局の手続きで不備があるとやり直しになるので、必ずチェックしてから持参しましょう。